

児童クラブ入会希望児童の保護者 様

聖籠町教育委員会 子ども教育課長
(担当 子ども・子育て支援係)

令和 8 年度児童クラブ入会の手続きについて（ご案内）

このことにつきまして、下記のとおりご案内いたします。

入会を希望される保護者様は、申請書及び関係書類に必要事項をご記入のうえ利用希望の児童クラブへご提出くださいますようお願いいたします。

本手続きにつきましては、現在児童クラブをご利用されている場合であっても再度入会手続きが必要となりますので、ご利用希望の方はお手続きをお願いいたします。

記

- 1 申請期間 令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
※期限内の申請にご協力をお願いします。
- 2 受付時間 〔月～金曜日〕 午後 1：30 から午後 6：00 まで
- 3 提出書類 関係書類は、各児童クラブ及び町子ども教育課で準備をしております。

書 類 名	説 明
①入会許可申請書	・緊急連絡先等、記入漏れのないようお願いいたします。 ・児童の学年は新学年をご記入ください。
②勤務証明書	・事業所が、令和 7 年 9 月以降に証明したものを提出してください。 ・保護者及び 60 歳未満の直系親族（祖父母等）分を提出してください。 ・複数名の児童で利用される場合、1 部は原本、2 部目以降は写しでも可能です。 ・ <u>勤務証明書の提出が間に合わない場合は、その旨が分かるように記載し、申請書と生活調査票を期間内にご提出ください。</u> ・認定こども園などに提出する「就労証明書」の写しで代用することが出来ます。 ただし、児童クラブ用勤務証明書は認定こども園などに提出することが出来ません。
③生活調査票	・児童の学年は新学年をご記入ください。 ・できるだけ詳しく記載ください。
④その他	・病気・看護などで保育ができない方は、医師の診断書や障害者手帳等の写しを添付してください。

- 4 提 出 先 利用する児童クラブ （小学校・認定こども園などでの申し込みはできません。）
- 5 承諾期間 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで
- 6 そ の 他 ①入会の可否については、審査のうえ 1 月下旬頃には通知させていただきます。
②負担金の滞納がある方は、滞納が解消されるまでは入会の承諾ができません。
③申請期間を過ぎての入会申請は随時受付となります。

担 当
子ども・子育て支援係 渡辺・阿部
TEL 0254-27-2111(内線 312)
・蓮野児童クラブ TEL 070-3068-2578
・山倉児童クラブ TEL 070-3068-2577
・亀代児童クラブ TEL 070-3068-2576